

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗野 学
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022 (722) 0011 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 坂本 行由
【最寄りの連絡場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022 (722) 0011 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 坂本 行由
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月24日の第3期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額		
普通株式	1株につき金2円50銭	総額 447,155,753円
B種優先株式	1株につき金0円17銭5厘	総額 22,750,000円
C種優先株式	1株につき金1円47銭	総額 147,000,000円
D種優先株式	1株につき金0円15銭	総額 7,500,000円

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、定款の定めにより責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更になるので、業務執行取締役等でない取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第40条及び第49条の規定の一部を変更する。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、鈴木隆、栗野学、御園生勇郎、坂本行由、東海林賢市、高橋博、佐川章、斎藤義明、田中達彦、太田順一、熊谷満及び内藤和暁を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、熊谷廣安及び那須和良を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

社外取締役の責務や期待される役割が増大すること等を勘案し、取締役の報酬額は現行どおり1億8千万円以内とした上で、取締役のうち社外取締役の報酬額を年額250万円以内から年額2千万円以内に変更することを決議する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金処分の件	1,139,999	2,830	130	(注) 1	可決 (96.26%)
第2号議案 定款一部変更の件	1,141,158	1,671	130	(注) 2	可決 (96.36%)
第3号議案 取締役12名選任の件				(注) 3	
鈴木 隆	1,133,403	9,426	130		可決 (95.70%)
栗野 学	1,136,144	6,685	130		可決 (95.93%)
御園生 勇郎	1,136,239	6,590	130		可決 (95.94%)
坂本 行由	1,136,175	6,654	130		可決 (95.94%)
東海林 賢市	1,136,175	6,654	130		可決 (95.94%)
高橋 博	1,136,241	6,588	130		可決 (95.94%)
佐川 章	1,136,241	6,588	130		可決 (95.94%)
斎藤 義明	1,136,240	6,589	130		可決 (95.94%)
田中 達彦	1,136,241	6,588	130		可決 (95.94%)
太田 順一	1,137,542	5,287	130		可決 (96.05%)
熊谷 満	1,138,013	4,816	130		可決 (96.09%)
内藤 和暁	1,139,385	3,444	130		可決 (96.21%)
第4号議案 監査役2名選任の件				(注) 3	
熊谷 廣安	1,140,739	2,065	130		可決 (96.32%)
那須 和良	1,088,714	54,090	130		可決 (91.93%)
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	1,139,147	4,079	130	(注) 1	可決 (96.15%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち、賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上